

H29.10.20 フォーラム「障害者差別解消法と自治体手話通訳者のしごと」

# 岸和田市における障害者施策の 現状について

岸和田市福祉部長 春木秀一

# 岸和田市基礎データ①

大阪の南部に位置し、300年の歴史と伝統を誇るだんじり祭を有する、「世界にいちばん近い城下町」です。



# 岸和田市基礎データ②

- 人口 197,171人
- 面積 72.68km<sup>2</sup>



## ▪ 手帳所持者

身体障害者手帳 8,827人

内、聴覚障害799人

療育手帳 1,837人

精神障害者保健福祉手帳 1,642人

(H29.9.1現在)

# 岸和田市基礎データ③

## 障害者支援課

- ・4担当32名
- ・障害者虐待防止センター、  
基幹相談支援センター 直営
- ・障害者支援課にて  
手話通訳正職員2名配置

※岸和田市民病院に臨時職員(アルバイト)1名

# 設置手話通訳者のしごと①

## 1. 手話通訳

- ・庁内での窓口対応及び手話通訳  
(H28年度 157件)
- ・庁外での手話通訳(H28年度 412件)

## 言語通訳＋α

※窓口にいることで

※庁外に出ていくことで

# 設置手話通訳者のしごと②

## 2. 手話通訳派遣

(1) コーディネート(H28年度派遣 518件)

利用者も、登録手話通訳者も、場面も見えるからこそできる調整。

差別解消法を受け主催者へも働きかけ。

登録手話通訳者 21名

内 通訳士6名 通訳者3名

奉仕員12名

# 設置手話通訳者のしごと③

## 2. 手話通訳派遣

(2)「テレビ市政だより」(CATV)手話挿入  
登録手話通訳者が手話表現を担当。

職員と聴覚障害当事者とで手話監修。

(3) 現任研修(平成28年度は8回実施)

手話通訳派遣状況(利用者、通訳者、  
場面)を踏まえて研修を企画。

# 設置手話通訳者のしごと④

## 2. 手話通訳派遣

### (4) 登録認定試験の実施

当事者団体の協力を得て、市単独で実施。

筆記，実技（読み取り、聞き取り），面接

### (5) 頸肩腕検診の実施

職場等で検診を受ける方を除き、全員にスクリーニング。要検査者のみ検診。



# 設置手話通訳者のしごと⑤

## 3. 手話通訳者養成の補完

奉仕員養成修了生を手話通訳者養成へつなぐ。

(1)「ステップアップ講座」(15回/年 昼)

障害者支援課職員が担当

(2)「レベルアップ講座」(6回/年 夜)

外部講師を依頼

※奉仕員養成→社会福祉協議会にて実施。

※通訳者養成→大阪府が5か所で開催。

# 設置手話通訳者のしごと⑥

## 4. 要約筆記関係

(1)手書き要約筆記者の派遣 H28年度56件  
登録要約筆記者18名(内統一試験合格者6名)

試験なし。「者」受験資格を登録要件。

(2)要約筆記者現任研修

※平成27年度には特別支援事業を活用し  
市単独でレベルアップ講座開催。

# 設置手話通訳者自身の研修

- 自身の通訳技術をチェックする場
- 研修や派遣、要約筆記について学ぶ場
- ・大阪府市町村聴覚障害者福祉担当職員等  
連絡協議会（本部研修・ブロック研修）
- ・手話通訳士現任研修 など

## 【参考】テレビ電話

H23.4 日常生活用具聴覚障害者用通信装置  
給付対象用具にテレビ電話を追加。

H29.9末現在給付 7件

H25.8 障害者支援課に設置。

H28年度利用 34件

H29.9 福祉センターにも設置。

# 障害者差別解消法の相談体制

## 相談窓口

障害者支援課と人権・男女共同参画課の2課

## 2課共同の理由

1. 障害者だけでなく、広く人権に関する問題であるという認識を持つ。
2. 人権研修も兼ねた普及啓発を広く行うことができる。
3. 庁内の啓発や相談も2課で連携して行うことができる。

平成28年度の相談件数は4名から計9件

# 障害者差別解消法の職員研修

1. 新規採用職員研修(簡単な手話研修含む)
2. 管理職(新任課長)研修  
※H28年度は初年度のため  
全部課長対象に実施
3. 職員対応要領(H28.4.1策定)の各課説明会(H28年度)

# 障害者差別解消法の啓発

(H28年度)

1. 差別解消法リーフレット作成
2. 校区別人権問題研修。合理的配慮や差別的取扱いについて(17会場で開催)
3. 企業を対象に人権研修「障害者差別解消法についての基礎講座」実施。
4. 住民対象セミナー「障害者差別解消法、精神障害の理解のために」を実施
5. 出前講座の実施(民生委員、福祉事業所)

# 障害者差別解消支援地域協議会

## ・ 構成機関

行政機関（法務局、労働基準監督署、  
市関係、等）

教 育 （小学校、中学校）

福祉関係（相談事業所、社協、等）

医 療 （医師会、歯科医師会）

事業者 （商工会議所）

当事者団体、人権擁護委員

※平成28年度は情報交換を主な内容として、  
1回開催（H28.11.25）



聴覚障害者からの相談  
合理的配慮提供に向けた取り組み など  
具体的な事例がございましたらご教示ください。

ご清聴ありがとうございました。